

議 第 9 号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）  
の見直しを求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

インボイス制度は、消費税の適正な課税の確保を目的とした仕入税額控除の方式であり、令和5年10月に導入された。この制度では、消費税の納税義務がある課税事業者が、取引先の仕入税額控除に必要な適格請求書、いわゆるインボイスの発行事業者として登録を受けることができる。

制度開始から1年余りが経過し、インボイスの発行を目的に免税事業者から課税事業者への移行が進む中、国は、新たに課税事業者となった場合の消費税納税額を3年間軽減するなどの特例措置を講じているものの、税負担及びインボイスの発行に伴う事務負担の増大、課税事業者と免税事業者との取引の打切り等、制度導入に伴う影響が生じている。

近年、中小零細企業をはじめとする事業者は、原材料価格の高騰、人手不足等の影響により厳しい経営状況にある中、現行のインボイス制度が続けば、経営に深刻な影響を及ぼすことが危惧されることから、事業者の負担を軽減するとともに、事業者間の取引が滞りなく行われるよう、早急な制度の改善が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、制度導入後の実情を踏まえ、地域経済を支える事業者の負担軽減及び取引の円滑化に向けて、インボイス制度の見直しを行うよう強く要請する。